

令和6年度及び今後の取組について

令和6年度第2回「自動車運送事業安全対策検討会」

事業用自動車総合安全プラン2025 [計画期間:令和3～7年度]

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の‘安全トライアングル’により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

- ポイント
- 依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策
 - 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、新たな日常への移行に伴う事業環境変化における安全対策
 - 重傷者数に対する削減目標とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
 - ・激甚化・頻発化する災害への対応
2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶
- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
 - ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応
3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進
- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
 - ・無人自動運転サービスに向けた安全確保
4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
 - ・高齢運転者事故への対応
5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化
- ・各業態の特徴的な事故への対応
 - ・健康に起因する事故の増加への対応
6. 道路交通環境の改善
- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する

【事故削減目標】

＜全体目標＞

- ① 24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
- ② 重傷者数2,120人以下
- ③ 人身事故件数16,500件以下
- ④ 飲酒運転ゼロ

＜各業態の個別目標＞

- 【乗合バス】車内事故件数85件以下
- 【貸切バス】乗客負傷事故件数20件以下
- 【タクシー】出会い頭衝突事故件数950件以下
- 【トラック】追突事故件数3,350件以下

令和6年度における事業用自動車の安全対策に係る検討の体制

- プラン2025のフォローアップや次期プランの作成を行う「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」の下に、「自動車運送事業安全対策検討会」を設け、交通事故の要因分析や個別に深掘りするテーマについてのワーキングを設け、議論を行う。
- また、「自動車運送事業安全対策検討会」では、個別の重大事故や政府方針等を踏まえて設けられた会議体における議論の結果も共有し、連携を図る。

事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会（R7.3）

目的：プラン2025のFU、次期プランの作成

概要：プラン2025のFU、11次交通安全基本計画の評価も踏まえた次期プランの素案の作成

政策の決定・FU

自動車運送事業安全対策検討会（R6.10、R7.3）

目的：実施施策の振り返り、今後実行すべき施策についての検討

概要：交通事故要因分析、各WGからの報告、作業方針の検討

新規タマ込め

運行管理高度化WG（R6.11,12,R7.3）

目的：ICTの活用による運行管理の高度化に関する制度設計に係る検討

概要：業務前自動点呼の実証、事業者間遠隔点呼の実証、運行管理業務の一元化の実態調査

健康起因事故防止WG（R7.3）

目的：事業者による健康管理のあり方に関する検討

概要：事業者にて把握すべき健康に係るデータの検討

視野障害対策SWG（R7.3）

目的：視野障害によって発生しうる交通事故の抑止策の検討

概要：モデル事業のまとめ、スクリーニング調査

乗合バス車内事故防止（R5年度設置）

目的：R7年までに車内事故件数85件以下

概要：啓発ツールの周知・FU

飲酒運転事故防止（R5年度設置）

目的：飲酒運転ゼロ

概要：マニュアルの周知、セミナー開催

事業用自動車事故調査委員会（R6.7,10,12,R7.3）

目的：複合的な事故要因分析、再発防止策の提言

概要：重大事故の事故要因分析、再発防止策に関する意見の提言

健康起因事故対策協議会

目的：健康起因事故防止のための検討

概要：他モードの調査、各種マニュアルの更新、精神疾患等の新たな対策の検討

物流革新に向けたデジタル式運行記録計の普及促進に関する検討会（R6.7,7）

目的：トラック分野におけるデジタコの強力な普及促進を図るための方策の検討

概要：デジタコの普及目標及び普及策の検討

軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議（R6.10）

目的：貸切バスの再発防止策についてFU及び検討

概要：ドライバー技量向上のための研修

貨物軽自動車運送事業適正化協議会（R6.7）

目的：貨物軽自動車運送事業者に対する新たな安全対策や貨物軽自動車運送事業を巡る現状等についての意見交換

概要：新規制の具体化、実効性確保、周知

国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議（R7.3）

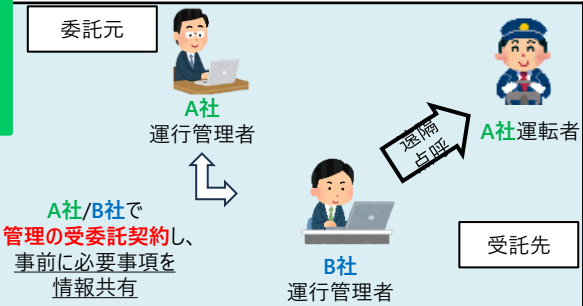
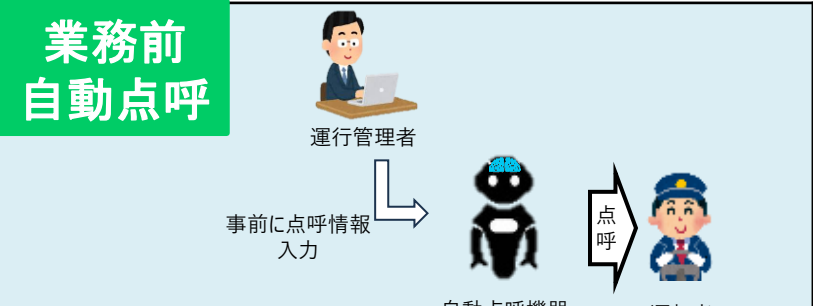
目的：国際海上コンテナの特殊性を踏まえた安全対策の推進

概要：事故の詳細分析、啓発動画作成

自動車運送事業安全対策検討会関係の取組

ICTの活用による運行管理の高度化【令和6年度の取組】

- 従来、点呼は対面実施が原則であったが、カメラ・モニター等の映像・音声を中継する機器を介して実施する遠隔点呼や、点呼支援機器により点呼を実施する自動点呼に係る検討、制度化を順次行ってきたところ。
- 令和6年度については、運行管理高度化WGにおいて、事業者間における遠隔点呼、業務前の自動点呼の制度化に向けた要件のとりまとめを実施。
- 加えて、運行管理業務を同一事業者内の一の営業所に集約し、遠隔で運行管理業務が行えるようにする運行管理の業務の一元化に係る制度を施行。また、これに伴い、運行管理者の選任数緩和に係る実証実験を開始。

	事業者間 遠隔点呼		業務前 自動点呼	
				
運転者の状況・申告	受託先運行管理者の対応	委託元運行管理者の対応	機器の対応	運行管理者の対応
異常なし	乗務可判断	なし(点呼の実施状況について適宜確認)	乗務可判断	なし(点呼の実施状況について適宜確認)
アルコール検知有 車両異常有	委託元運行管理者に連絡	・運転者との連絡 ・交替運転者の手配 等	乗務不可判断(自動点呼終了) →運行管理者に通知	・運転者との連絡 ・交替運転者の手配 等
健康状態等の異常等有	委託元運行管理者に連絡	・運転者との連絡 ・乗務可否判断 等 →可の場合:委託元運行管理者にて点呼を継続 →不可の場合:交替運転者の手配等の措置	自動点呼中断 →運行管理者に通知	・運転者との連絡 ・乗務可否判断 →可の場合:自動点呼の再開 →不可の場合:交替運転者の手配等の措置

ICTの活用による運行管理の高度化【今後の取組】

令和7年度も運行管理高度化WGを設置し、以下の取組について議論を行っていく。

● ICTを活用した点呼制度の活用促進に係る周知・啓発

- ・現制度の意義や理解向上を図るための情報の整備、リーフレットの作成等
- ・現制度をうまく活用している導入優良事例の調査

→調査で得られた現行制度の困りごとや課題についてもニーズを踏まえながら随時対応



(参考)遠隔点呼制度化時作成のリーフレット

● 運行管理業務の一元化のさらなる検討

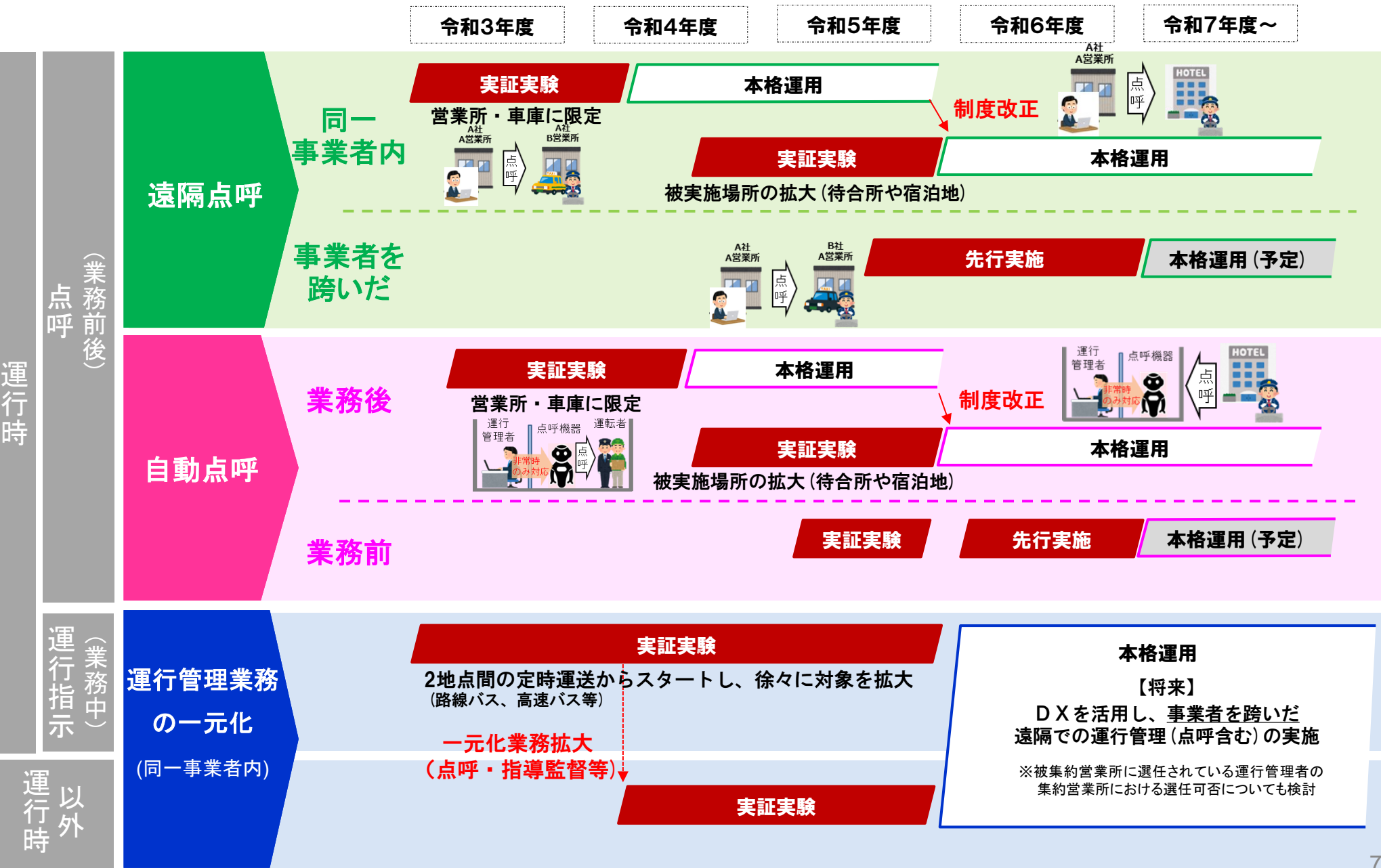
- ・運行管理業務の一元化における運行管理者選任数に係る実証
- ニーズを踏まえながら業態を拡大しながら検討

- ・事業者を跨いだ運行管理業務の一元化のニーズ調査

● 運行中の動態管理による安全向上策についての検討

- ・現在の動向把握
- ・動態管理が可能な次世代運行管理システムの普及に向けた標準化の検討

(参考)運行管理の高度化に係る取組(スケジュール)



乗合バスの車内事故防止【令和6年度の取組】

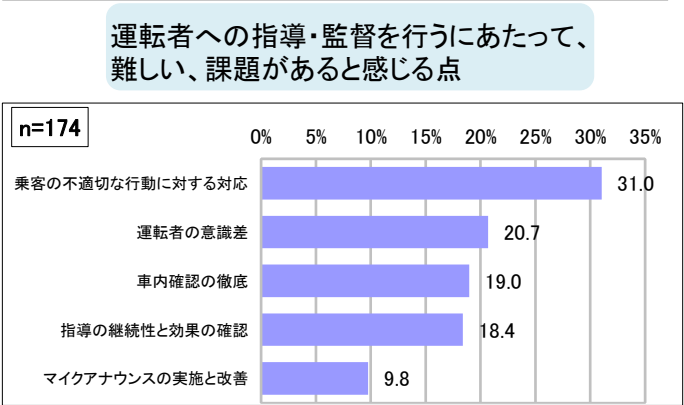
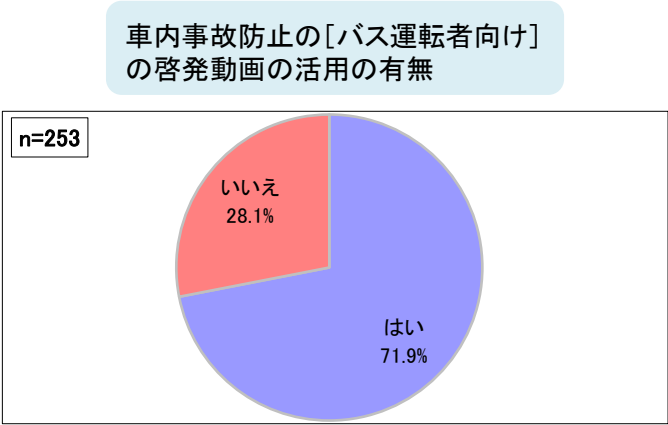
- 車内事故を防止するためには、運転者、利用者、交通参加者の行動変容を促す必要があり、昨年度は啓発動画を作成し、周知を図っているところ。
- 今年度は、昨年度作成した乗客向けのピクトグラムを、ポスター、ステッカーにして、バス事業者に配布するとともに、今後の車内事故防止対策の検討につなげるため、車内事故防止に係る取組状況等を確認するためのアンケートを実施。

ポスター・ステッカー

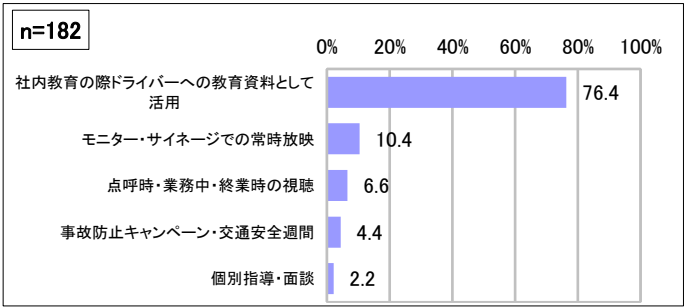


啓発ポスター約22,000枚、
ステッカー約77,000枚を
乗合バス事業者に配布

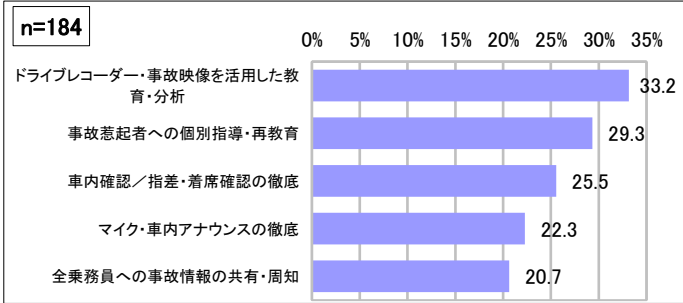
アンケート結果概要



具体的な活用方法の例



車内事故が発生した際、実施した再発防止策



(参考)他のバス事業者にも参考になると考えられる車内事故防止に係る取組

- ・指差し確認の手順確認と指差し確認実施の癖をつけることを目的とし、乗務前点呼時、点呼カウンターにバス運転席をイメージして車内ミラー・左ミラーを設置(ミラー写真を貼付)し、点呼後に指差し確認を点呼執行者の前で実施してから出庫している。
- ・乗車取り扱いの際は、全員が着席後に乗降口のドア閉め操作を行い、3秒間の確認後に発車する。
- ・発車時に「着席を確認出来ましたので発車します」の案内を行っている。
- ・立ち客がいる状態での中扉付近の死角をなくすための広角カメラと、運転席で確認できるモニターの設置している。車内ミラーも1つでは確認しにくい場所もあるので、補助ミラーも追加で設置している。
- ・ドライブレコーダーにて各営業所毎に抜き打ちチェックを行っている。
- ・車内放送で子どもの声により注意喚起を行うことで高齢者のお客様へ、より耳に入りやすいかと思われる。
- ・杖をお持ちのお客様、両手に荷物を持ったお客様が乗車された時は、いつも以上に車内確認を行うように指導。また優先席(横向きの座席)のお客様は、バス停停車前に立ち上がりやすい傾向にあることを周知している。
- ・管理者が駅等での折り待ち時間にバス車内で、お客様へプラカードを用いた啓蒙活動を行っている。

乗合バスの車内事故防止【今後の取組】

- 車内事故を減少させるため、引き続き、運転者、利用者、交通参加者の行動変容を促す必要があり、それぞれの対象者別に以下の取組を実施。

【運転者向け】

- ✓ 運行中の覆面調査（運転者として本来行うべき対応にも関わらず、行われない対応の調査等）
- ✓ 点呼時や休憩時に確認できるようなショート動画（特に注意すべき点、ベストプラクティス集）の作成

【乗客、交通参加者向け】

- ✓ バス車内におけるバスの乗客への直接の適切な乗車方法の啓発（特に、車内事故負傷者が多い高齢者女性や自転車の乗用も多い学生が多く乗車する路線）
- ✓ 乗客の関心を引く車内の自動アナウンスの検討。
- ✓ 昨年度制作した、バス周囲の交通参加者向けの動画の広報の方法を検討。



健康起因事故防止【令和6年度の取組】

- 事業者が運転者の健康管理を行うためのマニュアル等は整備してきているところ、今年度の健康起因事故防止関係の主な具体的な取組は以下のとおり。
 - 「SAS対応マニュアル」について、最新の状況や事故事例の追加のアップデートを実施中。
 - 点呼において、健康診断結果や日々のバイタルデータを用いて、より有効な運行可否判断の支援ができるよう検討（健康起因事故防止WG）。
 - 視野障害対策について、モデル事業の追跡調査を継続し、眼科検診普及に向けた調査・検討を進める。（視野障害対策SWG）。

※各種検討会等については、今年度はこれから開催予定。

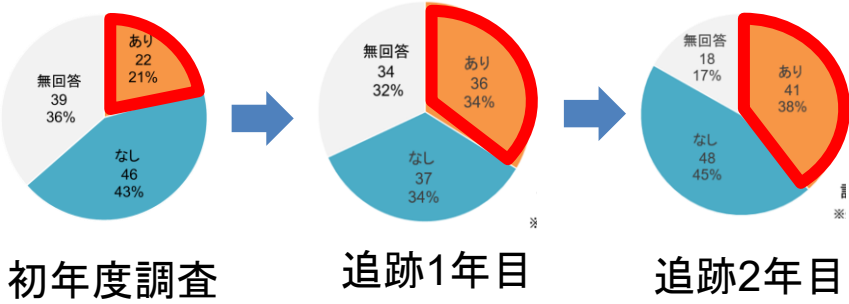
運行可否の判断の支援に係る検討

乗務不可の判断に至った事例の収集



眼科検診普及に向けたモデル事業における追跡調査

精密検査受診状況の推移



健康起因事故防止【今後の取組】

- 令和7年度の政府予算案に、SAS、脳血管疾患、心疾患、視野障害等のスクリーニング検査に係る補助事業を盛り込んでいる。
- 作成した各種マニュアルの内容について、点呼時や休憩中等に確認できるよう、簡易版やショート動画を作成する。
- 引き続き、健康起因事故防止WGを設置し、健康診断結果や日々のバイタルデータを用いて、より有効な運行可否判断の支援ができるよう検討を実施。
- 引き続き、視野障害対策SWGを設置し、視野障害対策について、眼科検診普及に向けたとりまとめを行う。

各種スクリーニング検査

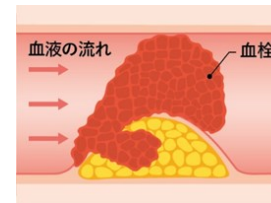
スクリーニング検査の費用に 対する半額の補助



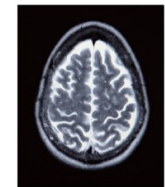
各種マニュアルの内容の周知

簡易版やショート動画の作成

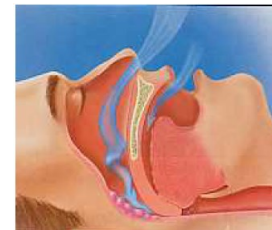
心臓疾患・大血管疾患



脳血管疾患



睡眠時無呼吸症候群



視野障害



自動車運送事業における飲酒運転対策【令和6年度の取組及び今後の取組】

令和6年度の取組

- 昨年度は、飲酒運転防止を図るため、飲酒傾向の強い運転者への具体的な対応をまとめた「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」を作成し、公表。
- 今年度は当該マニュアルの内容の周知を飲酒運転防止セミナーをはじめとして各種セミナーにて図ると共に、自動車事故報告規則を改正し、スクリーニング検査の報告を求めるとともに、酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化を行った。

自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル



- 1章: 飲酒運転防止対策の必要性
- 2章: 事業者による運転者へのアルコール依存症の把握
- 3章: スクリーニング検査
- 4章: アルコール依存症検査における事業者の対応

自動車事故報告規則の改正

☆氏名	☆年 齢	才 月 日
☆経 験 年 数	年	月
運 転 者	本務・臨時の別	1 本務 2 臨時
☆自動車運転を職業とする者には勤務状況	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数	日
	☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	時間 km
	☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計	勤務日数 日 乗務距離 km
損害の程度	1 死亡	2 重傷 3 軽傷
シートベルトの着用状況	1 着用	2 非着用 3 非装備
☆ 交替運転者の配 置	1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km	2 無
☆ アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況	1 有 (最近の受診年月日) 年 月 日	2 無
☆ 飲酒の時点及びその飲酒量	1 運行前 (飲酒量)	2 運行中
☆ 過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数) (最近の事故年月日) 年 月 日	件
☆ 過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) (最近の違反年月日) 年 月 日	件
☆ 過去3年間の適性診断の受診状況	1 有 (最近の受診年月日) (適性診断受診場所) 年 月 日	2 無
☆ 最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日	

酒酔い・酒気帯び運転が行われた場合における行政処分基準(新設)

- 飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施
初違反 100日車 再違反 200日車
- 点呼が未実施
初違反 100日車 再違反 200日車

今後の取組

- スクリーニング検査の実施率向上を目指すことを主眼とし、昨年度作成したマニュアルの内容について、点呼時や休憩時等に確認できるようなショート動画の作成や飲酒運転防止セミナーの実施を継続する。

自動車運送事業安全対策検討会関係以外の取組

事業用自動車事故調査委員会【令和6年度及び今後の取組】

令和6年度の取組

- 事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析を行っている「事業用自動車事故調査委員会」では、令和6年度において3件の調査結果を公表。

	事故発生日	概要	原因	再発防止策
貨物	令和3年 12月16日	大型トラクタ・トレーラが左折する際、横断歩道を青信号に従って横断していた小学生をトレーラで轢過した。この事故により、小学生が死亡した。	・横断歩道周辺の交通状況の確認が不十分 ・車両特性に係る運転者教育が不十分	・車両の特性等を踏まえた安全確認の方法や運転操作に対する指導の実施 等
貨物	令和3年 10月18日	中型トラックが、バス停で客扱いのため停車していた乗合バスに追突した。乗車しようとしていた乗客2名が重傷(うち1名は約1年後に死亡)、運転者2名が軽傷を負った。	・疲労等により、前方への注意力が低下 ・疲労時の危険性等の指導監督が不十分 ・安全運行のための必要な指示なし	・注意力が低下した状態で運転することの危険性を理解させる指導監督の実施 ・適切な運行指示 等
貸切バス	令和4年 10月13日	大型貸切バスが乗客34名を乗せて、つづら折りの下り勾配の道路を走行中、フットブレーキの多様によりフェード現象が発生、制動力を失い速度が上昇し、カーブを曲がり切れず、道路左側の法面に衝突・横転した。この事故により、乗客1名が死亡し、9名が重傷、18名が軽傷を負った。	・フットブレーキを多用する自己流の運転特性 ・運行経路の危険性や運転特性に基づく指導監督が不十分 ・安全運行のための必要な指示なし	・運転特性や運行経路を踏まえた指導監督の実施 ・適切な運行指示 等

今後の取組

- 「事業用自動車事故調査委員会」は発足から10年経過することを踏まえ、10年間の総括を実施。

貸切バスの安全対策【令和6年度及び今後の取組】

令和6年度の取組

- 令和6年10月に第9回「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」を開催し、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえて取りまとめた85項目の「総合的な対策」のフォローアップや直近の安全対策について意見交換を実施。
- 貸切バスの運転者を対象として、安全確認の方法、下り坂での走行方法等、基本的な教育内容に加え、研修実施者の特色を生かした方法による外部研修を実施。



今後の取組

- 令和7年度政府予算案に、バスドライバーの実地型教育を行うにあたっての補助制度を盛り込んでいるところ。
- 輸送の安全に向けた意識の醸成や啓発の継続的な実施に向けた検討。
- 「フォローアップ会議」は10回目を迎えることを踏まえ、事故から10年間の総括を実施。

貨物軽自動車運送事業における安全対策【令和6年度及び今後の取組】

令和6年度の取組

- 貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改革を実施。
 - ①貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け
 - ②業務記録の作成・保存の義務付け
 - ③事故記録の保存の義務付け
 - ④国土交通大臣への事故報告の義務付け
 - ⑤特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け
- 周知動画やリーフレット等各種周知ツールを作成した上で、全事業者への周知ハガキの送付、Web広告バナーへの掲載、全国での説明会の開催などで周知を図るとともに、専用の問い合わせ窓口を設置し、事業者等からの問い合わせに対応。



今後の取組

- 令和7年4月より、貨物軽自動車運送事業者に対する規制が施行されるところ、継続的な周知や問い合わせ窓口の設置等により、確実に規制が履行されるための対応を実施。



令和6年度の取組

- トラックにおいて、デジタコの将来的な義務づけも視野に入れつつ、強力な普及促進を図るための方策を検討すべく設置した第3回「物流革新に向けたデジタル式運行記録計の普及促進に関する検討会」において普及目標（2027年までに85%※と設定）及び普及策を設定。
- 今年度、補正予算にて新たにデジタコの予算を確保し、来年度政府予算案についても拡充や補助率の引き上げを図っているところ。

※現行の運行記録計の装着の義務付け対象車両における目標

デジタル式運行記録計



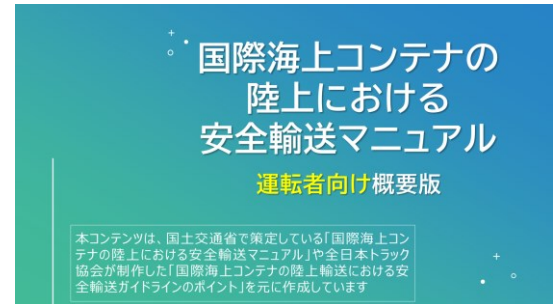
（出典）矢崎エナジーシステム株式会社ホームページより

今後の取組

- デジタコの装着意義や操作方法の理解向上を図るため、セミナー開催や啓発動画の制作を実施。
- 2027年まで、毎年トラック運送事業者及びデジタコメーカーに対して、フォローアップ調査を実施した上で、義務化の要否等を検討。

令和6年度取組

- 国際海上コンテナが安全に陸上輸送を行うためのマニュアル等は整備してきているところ、今年度は以下の取組を実施。
 - 「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」や地方運輸局設置の「地方連絡会議」において安全対策の議論を継続。
 - 昨年度作成した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の運転者用のリーフレットの内容について、動画コンテンツを作成。



今後の取組

- 国際海上コンテナの陸上運送における安全輸送ガイドライン及びマニュアルの周知が安全対策の要であることから、引き続き、幅広くガイドライン・マニュアルの周知を継続。



今後の安全対策の方向性について

事故を減少させるに当たっての考え方と主な安全対策

○ 事故が近年増加傾向の軽トラック事業者による事故及びプラン2025の個別目標に係る事故を減少させるに当たっての考え方と、それらに対応する講じてきた主な安全対策は以下のとおり。

	事故を減少させるに 当たっての考え方	プラン2025期間中における主な安全対策	
		個別モードにおける取組	複数のモードにまたがる取組
軽トラック 事業者による事故	- 基本的な安全対策の徹底 - 悪質な荷主等の是正	- 貨物軽自動車安全管理者の選任の義務化等軽トラック事業者に対する規制を強化(R7.4) - トラック・物流Gメンによる悪質な荷主等の是正(R5.7～)	【ハード対策】 - ASV、ドラレコ・デジタコ等の補助(H22～) - 衝突被害軽減ブレーキの基準の強化(R7.9) 【運行管理の高度化】 - 遠隔点呼の運用開始(R4.4～) - 業務後自動点呼の運用開始(R4.12～) - 運行管理の一元化運用開始(R6.4～) 【健康起因事故対策】 - 視野障害対策マニュアルの作成・周知(R4.3) - 健康起因事故防止に係るスクリーニング検査に対する支援(R7～) 【監査】 - 事業者に対して各種対策の周知や、重大事故惹起事業者、悪質事業者に対する監査を実施
飲酒運転による事故	- 点呼未実施等悪質事業者の排除 - 出庫後に飲酒運転を行わせない対策の徹底	- アルコール・インターロックの補助事業(R4～) - 飲酒運転防止マニュアルの作成・周知(R6.3) - 飲酒運転に係る行政処分基準の強化(R6.10)	
乗合バスにおける車内事故	- 運転者による走行中の乗客の静止の徹底 - 走行中の乗客の静止の徹底	車内事故防止のための啓発動画の作成・周知(R6.3)	
貸切バスによる乗客負傷事故	- 運行管理の強化 - 運転技能の向上 - 過労運転、健康起因事故防止 - 乗客のシートベルト装着の徹底	- 適切な運転操作等に係る指導・監督マニュアルの改正(R5.1) - 適切な運転操作や乗客のシートベルト装着の確認の徹底等を含めた指導動画の作成(R6.3) - 点呼記録の動画保存、デジタコによる運行記録の義務化(R6.4)	
タクシーによる出会い頭衝突事故	- 運転者の一時停止、交差点での徐行の徹底 - 交差点における車両接近の警報等による運転のサポートの推進		
トラックによる追突事故	- 車間距離保持の徹底 - 脇見・漫然運転の防止 - 衝突被害軽減ブレーキの搭載等による運転のサポートの推進 - 過労運転、健康起因事故防止		

今後重視すべき安全対策の方向性

○運行中も含めた運行管理の高度化

遠隔点呼・自動点呼、運行管理の一元化等段階的に運行管理の高度化がなされてきているところ、特に運行管理の負担が大きい小規模事業者においても運行管理の高度化を図るための方策を講じていく。

加えて、運行前後の運行管理(点呼、指導監督等)だけでなく、安全性を向上させる観点において、運行中の運行管理を普及させる方策を講じていく。

○運転者不足、運転者の高齢化を踏まえた対応

コロナ禍を経て輸送需要が回復する一方、運転者不足が深刻な状況であるとともに、年々運転者の高齢化が進んでいるところ、安全な運転寿命を長くするため、事業者における健康管理を促進する方策を講じていく。

○運転者の行動変容

各種マニュアル等の内容について運転者が実践することが重要であるところ、運転者の行動変容につながる方策を講じていく。